

令和3年度 環境負荷低減対策支援事業 ＜設備改善資金補助金＞

燕市内中小企業者の事業活動に伴い、大気中に排出される揮発性有機化合物の排出削減を推進するため、市内中小企業者が専門家の診断に基づいて実施する環境負荷低減のための設備投資に要する費用の一部を補助します。

■対象要件（①～⑥すべてに該当）

- ① 市内に事業所を有し、引き続き1年以上事業を営むものであること
- ② 環境負荷低減対策事業を行うために必要な許認可並びに免許等(公害防止管理者、有機溶剤作業主任者等)を受けている、もしくは受けることが確実であること
- ③ 専門家の診断により、揮発性有機化合物等の排出抑制に取り組むものであること
- ④ 燕市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員、並びにそれらの利益となる活動を行っていないこと
- ⑤ 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと
- ⑥ 市税等の滞納をしていないこと

■対象経費・補助金額等

対象事業	対象経費	補助率	限度額
洗浄装置、排出ガス回収装置等の本体の新設	・左記対象事業を行うために必要な機器、備品等の購入や改修及び作業環境の改善に必要な経費(中古品を除く)	対象経費の 1 / 2	250万円
洗浄装置、排出ガス回収装置等の改修・改善	・機器等設置に必要となる本体工事及び付帯工事 ※消費税除く		50万円

※審査は原則応募書類に基づきますが、必要に応じてヒアリング・現地調査を行います。

■申請期間

令和3年4月1日～12月28日 ※予算が上限に達した時点で受付は終了

■揮発性有機化合物（トリクロロエチレン）を取り巻く現状

トリクロロエチレンは低濃度であっても長期間にわたる暴露により**発がん等の健康影響をきたす懸念のある物質**ですが、燕市は金属加工の盛んな地域であることから脱脂及び研磨剤の除去のための洗浄剤として**トリクロロエチレン**を使用する事業所が多く立地しています。

そのため、法令等に基づいて**排出抑制に取り組んだとしても、大気中濃度が環境基準を超過してしまうおそれ**があります。

このような状況を防ぐためには、法令等の規制を受けない事業所を含め**全ての事業所が排出抑制の取り組みを自主的に実施することで、大気中濃度の低減を図る必要があります。**

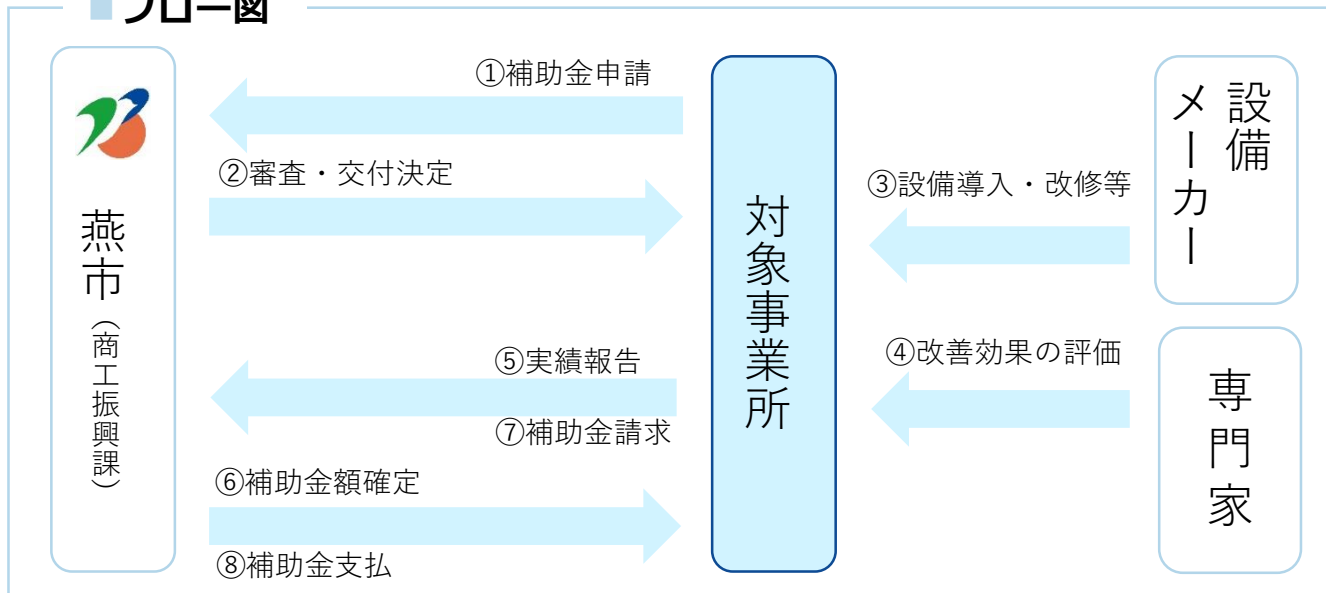


裏面（申請フロー図・必要書類・お問い合わせ）

<設備改善資金補助金>

環境負荷低減対策支援事業

■ フロー図



※事業終了後3年間、自主検査の実施状況報告等が必要になります。

■ 必要書類

上図①の申請のために、以下の書類をご用意ください。

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 設備の見積書
- ・ 専門家の改善提案書
- ・ 環境負荷低減対策事業を行うために必要な許認可並びに免許等の写し、または確約書
- ・ 市税の納税証明書

■ お問い合わせ

燕市役所 産業振興部 商工振興課 産業支援係 (3階24番窓口)

TEL:0256-77-8231 FAX:0256-77-8306 MAIL:shoko@city.tsubame.lg.jp

■ その他「環境負荷低減対策支援制度」

・ 研修受講料補助金

揮発性有機化合物の関係法令に基づき受講する資格認定講習受講料の一部を補助

・ 専門家派遣補助金

N I C Oの実施する専門家派遣事業を受ける際の経費の一部を補助
(生産工程の環境対策に資するものに限る)

